

新城市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、市民及び事業者が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内において交付する都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等 敷地及び建物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。
- (3) 緑化対象面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。
- (4) 公有地 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する土地をいう。
- (5) 樹林地整備 対象とする樹林地全体の整備目標、整備計画を作成し、その計画に基づく既存樹林の間伐、下草刈り、枯損木及び侵入竹の処理、苗木の育樹活動又は保存するに値する樹木の樹勢回復活動を含む。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落内の敷地等において行う別表第1に掲げる事業とし、かつ、別表第2に掲げる緑化施設評価に基づく優良な緑化事業とする。
 - (2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が公有地において市民参加による樹林地の整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業又は緑の活動の普及、啓発及び指導者を育成するための講師の派遣等をする事業で、別表第3に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- 2 前項各号に規定する事業は、第8条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第14条に規定する日までに実績報告の手続きが完了するものでなければならない。
 - 3 国又は他の愛知県の補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は、対象としない。
 - 4 緑の街並み推進事業に対する補助は、1回を限度とする。ただし、他の

敷地等において行う事業については、この限りでない。

(補助対象事業実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、愛知県によるあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく事業の実施期間とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、第3条第1項各号に規定する事業を行う者とする。ただし、市税等を滞納している者又は新城市暴力団排除条例(平成23年新城市条例第1号)に該当する者には補助金を交付しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に定める区分に従い算定した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額が100,000円未満であるときは、これを交付しない。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税(以下、消費税等)は含めないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象金額に含めて補助金を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 国もしくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表3に掲げる法人

(6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者

(7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に、都市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を2部添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業施行予定箇所の位置図

(2) 補助対象事業施行予定箇所の現況写真

(3) 補助対象事業施行に係る事業計画書

(4) 補助対象事業施行に係る計画平面図

(5) 補助対象事業施行に係る緑化工法を記載した図面

(6) 補助対象事業施行に要する経費の見積書

(7) 補助対象者に係る市税の納税証明書

(8) 緑の街並み推進事業を実施する場合は、敷地等の所有者の事業承諾書(補助対象事業者と敷地等の所有者が同一である場合は除く。)

(9) 団体が事業を実施する場合は、団体の規約、会則等の写し(活動内

容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されているもの)

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、都市緑化推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金交付の決定通知を受けた後でないと事業に着手できない。

(事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、都市緑化推進事業変更承認申請書(様式第3号)に事業の変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(事業の変更の承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、都市緑化推進事業変更承認書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第8条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の廃止又は中止)

第11条 補助事業者は、事業を廃止又は中止しようとするときは、都市緑化推進事業廃止・中止届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(事業の遅延報告)

第12条 補助事業者は、事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるときは、事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(表示板等の設置)

第13条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業である旨の表示板等を事業施工箇所に設置しなければならない。

(事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後20日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、都市緑化推進事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を2部添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業に要した経費の領収書の写し

(3) 事業の着手前、事業実施中及び完了後の写真(前条の規定による表示板等が写っているもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、書類審査の他に必要に応じて内容確認のために現地調査の実施を補助事業者に命じることができる。

2 市長は、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付)

第16条 補助事業者は、前条の規定により交付額の確定通知を受けた日から起算して10日以内に都市緑化推進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すとともに補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊又は用途を転用したとき。

(緑化施設の維持管理)

第18条 補助事業者は、補助を受けた緑化施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助を受けた緑化施設を処分するときは、市長に協議し、その承認を得なければならない。

(ホームページでの公開)

第20条 市長は、補助事業者に対し提出した書類の電子データを要求できるものとし、提供されたデータは市のホームページで公開することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
屋上緑化 壁面緑化 駐車場緑化 空地緑化（緑化対象面積の合計が50㎡以上であること。）	1 工事費（植栽、植栽基盤、灌水施設及び園路整備に係る費用。ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。） 2 表示板設置に係る費用	2分の1	5,000,000円。ただし、屋上緑化又は壁面緑化については緑化対象面積1㎡あたり30,000円、駐車場緑化については1㎡当たり20,000円、及び空地緑化については、1㎡あたり15,000円
生垣設置（延長が15m以上であること。）	1 工事費（生垣設置に係る費用。ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものを除く。） 2 表示板設置に係る費用	2分の1	5,000,000円。ただし、延長1m当たり5,000円

備考1 工事費については、工事目的物の完遂に当たり高度な専門知識、技能及び資格を必要とするもの並びに危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。

2 事業については、緑化工法又は緑化資材等の営業を目的としたものでないこと及び敷地等に定着しない移動可能なものを使用していないこととする。

3 緑化施設の管理予定者と事業者は同一であること。ただし、敷地等の所有者と異なるときは、敷地等の所有者の承諾を得ていること。

別表第 2（第 3 条関係）

緑化施設評価表

緑化項目	基準	評価基準
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件のすべてを満たすこと。	1 生垣設置の延長が接道する生垣全体の延長の 50%以上であること。 2 延長 1 m 当たり 2 本以上植樹すること。

備考 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）等において緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率の 2% 以上とすること。

別表第3（第3条、第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市民参加緑づくり事業（参加者が延べ50人以上であること。ただし、講師を派遣する事業にあっては20人以上であること。）	<p>1 工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要ないと認める経費は、対象としない。材料費を対象とする場合は、花の育成管理等の活動だけでなく、樹林地や樹林の育成等と連携した活動であること。</p> <p>2 表示板設置に係る費用</p>	10分10	3,000,000円。ただし、需用費については、草花（1～2年草）材料費は、限度額を500,000円とし、参加者提供品は1人当たり500円とする。講師の派遣等をする事業にあっては交付額の総額は1件170,000円を上限とする。

備考1 工事費、役務費及び委託料については、目的の完遂に当たり高度な専門知識、技能及び資格を必要とするもの並びに危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施行が困難なものを対象とする。

2 事業については、緑化工法又は緑化資材等の営業を目的としたものでないこと及び敷地等に定着しない移動可能なものを使用していないこととする。

3 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと及び授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、それらの額が社会通念上低廉であることとする。

4 事業を実施する市民団体等の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと及び事業実施する市民団体等が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。